

○印西市ふるさとづくり運営会議に関する設置要綱

平成2年10月23日告示第55号

改正

平成8年3月29日告示第19号
平成9年3月28日告示第40号
平成13年3月29日告示第37号
平成15年4月9日告示第58号
平成18年9月12日告示第110号
平成19年3月29日告示第43号
平成27年3月31日告示第73号
平成27年12月28日告示第186号
平成30年3月29日告示第45号
令和4年3月24日告示第39号

印西市ふるさとづくり運営会議に関する設置要綱

(趣旨)

- 第1条** この要綱は、印西市ふるさとづくり運営会議（以下「会議」という。）の設置及び運営について定める。
- 2 会議は、市長の要請に応じ、印西市ふるさとづくり運営基金の設置、管理及び処分に関する条例施行規則（平成2年規則第15号）で定める「ふるさとづくり運営事業」及びシティプロモーションに関することを検討する機関として設置する。
- 3 前項におけるシティプロモーションとは、市がもつ様々な魅力を発信することで、地域の活性化促進を図る活動をいう。

(構成)

- 第2条** 会議の委員は、10人以内として、市民を過半数とする。

- 2 任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員は、市長が委嘱する。

(座長及び副座長)

- 第3条** 会議に座長及び副座長各1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 座長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条** 会議は、座長が招集し、会議の議長となる。

- 2 座長は、会議の検討結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

- 第5条** 会議の庶務は、環境経済部経済振興課において処理する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成8年3月29日告示第19号）

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月28日告示第40号）

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月29日告示第37号）

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月9日告示第58号）

この告示は、公示の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成18年9月12日告示第110号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成19年3月29日告示第43号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第73号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日告示第186号）

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日告示第45号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月24日告示第39号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。